

入札説明書（入札心得）

静岡県男女共同参画センター図書室で使用する図書館システム業務端末機器等賃貸借に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

（１）調達する物品名及び数量

機器	数量
業務用端末（ノート型）	2 台
蔵書点検機器	2 台
蔵書点検機器用周辺機器	1 式
バーコードタッチリーダー	2 台
ファイアウォール、ネットワーク機器	1 式
端末台数分のウイルス対策ソフトウェア	1 式

※詳細は仕様書本文及び別紙２「ハードウェア機器仕様一覧表」を参照のこと

（２）賃貸借期間

令和 7 年10月 1 日から令和12年 9 月30日まで（長期継続契約）

長期継続契約の場合、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、当該契約を解除する場合がある。

（３）納入場所

静岡県静岡市駿河区馬淵 1 丁目17－ 1

静岡県男女共同参画センターあざれあ図書室

2 競争入札参加に必要な資格

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）静岡県が発注する物品購入等競争入札参加資格において、「物品賃貸」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

（３）当該物品を納入する能力及び実績を有するものであること。

（４）入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

（５）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（６）次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号。以下「法

」という。)第2条第2号に該当する団体(以下、「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 入札参加資格の確認

(1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格を有することを証明するため、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期限 令和7年5月27日(火)午後5時まで

イ 提出先 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館6階
静岡県くらし・環境部県民生活局男女共同参画課
電話番号 054-221-2824

ウ その他 申請書は、郵送又は持参によるものとする。

(2) 入札参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年5月29日(木)までに電子メールにより通知する。

(3) 申請書は、様式1「入札参加資格確認申請書」にて提出すること。

(4) 申請書の提出は、郵送又は持参によるものとする。

(5) 申請書には下記4に掲げる証明書類を添付すること。

4 競争入札参加に求められる義務

下記の証明書類を提出すること。

提出された書類等をもとに技術審査を行い、審査の結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り、入札の参加対象者とする。

(1) 競争入札参加資格審査結果通知書の写し

(2) 納入実績

様式2「納入実績証明書」

なお、納入実績に関しては、以下の条件を満たしていることを前提とする。

- ・過去5年間に、公立図書館(国、地方自治体、国立・公立大学法人等)において本件と同等以上の図書館システム業務端末機器等に係るメンテナンスリース契約を締結した実績があること。

(3) 想定機器の機能仕様

様式3「納入予定機器一覧表」

- ・本体及びソフトウェア（クラウド型図書館システムに係るものを除く。）のカタログを添付すること。
- (4) 当該物品に係る迅速なアフターサービス、メンテナンス体制証明書
様式4「メンテナンスサービス体制図」
 - ・本県内に保守拠点を有すること。
 - ・住所、設置場所までの距離、到着想定時間等を記載すること。また、本県内の全拠点の住所も併せて記載すること。（パンフレット等でもかまわない。）

5 その他

- (1) 申請書及び証明書類の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 入札執行者は、提出された申請書及び証明書類を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出期限後における申請書又は証明書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出された申請書及び証明書類は、返却しない。
- (5) 提出された申請書及び証明書類は、公表しない。
- (6) 申請書及び証明書類に用いる言語は日本語に限る。

6 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、令和7年5月30日（金）までに書面（様式自由）をにより提出しなければならない。
- (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和7年6月2日（月）までに説明を求めた者に対して、書面により回答する。
- (4) (2)の書面の提出先は、上記3（1）イに同じとする。

7 入札

- (1) 入札執行日時 令和7年6月4日（水）午前11時
- (2) 入札執行場所 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県庁西館8階第2くらし・環境部会議室
- (3) 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、仕様書、別添契約書案等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等について不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 入札者は、様式5「入札書」を、持参により提出しなければならない。郵便、電送による入札は認めない。
- (5) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) 入札者は、様式5による「入札書」に次の各号に掲げる事項を記載し、提出しなければならない。

ア 入札金額

イ 入札年月日

ウ 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。）

- (7) 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が代理人名義で入札する場合には、入札書投函前に様式6「委任状」を提出すること。なお、この場合の入札書には、入札参加者の住所、氏名欄に入札参加者本人の住所、氏名等を記載するとともに代理人と表記して、代理人の氏名を記載し押印すること。
- (8) 入札者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分については押印しておかなければならない。ただし、金額部分についての訂正は認めない。
- (9) 入札書は、封書に入れ封かんし、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「令和7年6月4日開札（入札）〔静岡県男女共同参画センター図書館システム業務端末機器等賃貸借〕入札書在中」と記載しなければならない。
- (10) 入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。
- (11) 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (12) 入札金額は月額賃貸料に60月を乗じた総額とする。月額賃貸料算定に関しては、仕様書に記載する機器の5年間継続使用に基づく金額を記載すること。また、算定金額は本入札仕様書に示す物品の調達に関する費用のうち、クラウド型図書館システム使用料を含めた一切の諸経費を含めることとする。（輸送費、搬入費、機器保守・運用サポート費、構築費（データ移行含む）等一式）なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (13) 入札公告等により競争入札参加資格申請書を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該申請者に係る資格審査が開札時までには終了しないとき、または資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (14) 入札者は、開札時刻後においては、入札会場に入場することはできない。
- (15) 入札者は、入札会場に入場しようとする場合は、身分証明書を提示しなければならない。なお、代理人は入札関係職員に入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (16) 入札者は、特にやむを得ない事情があると認められた場合のほかは、入札会場を退出することができない。

8 開札

開札は入札の終了後、直ちに当該場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係の

ない県職員を立ち合わせて行う。

9 入札保証金及び契約保証金

免除する。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 公告等にした入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (4) 入札金額の記載が不明瞭な入札書による入札
- (5) 記載内容に重大な誤りのある入札書による入札
- (6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (7) 同一事項の入札について、2 以上の入札をした者の入札
- (8) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について、2 人以上の代理人をした者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格となる有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

12 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

13 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札が決定した日から起算して7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が前項の期限内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- (3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに契約締結権者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

14 契約事項

別添契約書（案）のとおり

15 その他

- （１）仕様及び入札に関する質疑、確認等は、様式７「質疑応答用紙」により令和７年５月２７日（火）午後５時までにメール又はＦＡＸで行うこと。なお、電話による照会には応じない。

＜照会先＞

静岡県くらし・環境部県民生活局男女共同参画課

メール danjyo@pref.shizuoka.lg.jp ＦＡＸ 054-221-2941

- （２）上記質疑等については、令和７年５月２９日（木）に３（２）入札参加資格の確認結果と併せて電子メールにより回答する。
- （３）本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、内容を十分承知しておくこと。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。
- （４）入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者又は入札執行者から調達物品の内容について説明を求められた場合は、それに応ずる義務を負うものとする。なお、説明義務を履行しない者の入札書は入札の対象としない。